

ローエイシア ニュースレター

No.31 (2014年12月)

日本ローエイシア友好協会

第27回ローエイシア・バンコク大会に参加して



日本ローエイシア友好協会会長
原 田 明 夫

ローエイシア第27回バンコク大会は、2014年10月3日（金）から6日（月）までの間、タイ王国バンコク市の市内を流れるチャオプラヤ川畔のチャトリウム・リバーサイド・ホテルを会場として開催され、私は、前日の歓迎レセプションから最終日のプログラムまで出席する機会を得た。

タイ国は、かつて、政変や軍事クーデターが繰り返され、国軍と民主化運動の衝突が多発していたが、1992年以降は安定し東南アジアの「民主主義の優等生」とも称され、1997年のアジア通貨危機による経済不振からも急激に回復し、我が国や中国企業からの投資も増えて再び東南アジアの代表的な工業国としての存在だった。ただ、2006年頃から再び国内の政治的対立が激化して政情が不安定となり、2011年夏の大洪水でバンコク市内でも大きな被害があったことは記憶に新しいが、本2014年5月22日に国軍は軍事クーデターを執行し、プラユット陸軍大将を首班とする軍事政権を樹立した。今回のバンコク大会は、前回シンガポール大会で開催決定がなされ、新しく会長に就任した鈴木五十三会長の下、新執行理事会を中心にタイ国の法律家協会（Lawyers Council）との間で準備が進められる中で、軍事政権下ではあるが、激しい市民間の衝突は収まり、来年にも総選挙による民政復帰への動きもあることを背景に、ホスト国側の強い希望もあり、予定どおり本大会が開催されることとなった趣である。日本からの参加者は、今回も日弁連のサポートもあり、ス

ピーカーも加えて合計26名となり、全体会議・分科会を含めて活発な参加活動をして頂いた。

主催者としてのタイ法律家協会のクライリット会長は、冒頭の開会挨拶で、ローエイシア大会は、多様な制度を持つアジア諸国の法律家がお互いに法的知見を交換して、各国における法的実務の成熟と「法の支配」の実現に資する上で最も大切な機会であると歓迎の言葉を述べられた。タイ法律家協会は、この国で国民の広い支持を集める国王から直接的後見を受ける団体であり、現に非常体制にある国情下で、敢えて「法の支配」を援用してローエイシアの大会開催の招致を実現し、参加者を歓迎された同会長の言葉に大変感銘を受けた。

例年の通り全体会議の一つであるGLサンギ元会長記念講演では、インド最高裁のKKヴェヌゴパル上級弁護士が、「人権に対する攻撃としての貧困問題」と題して、「貧困」が重大な人権侵害を引き起こしている事情を述べ、貧困の解消が国の内外を問わず喫緊の課題である旨警告されたのが印象的だった。

また、大会の最後に、国連の人権理事会「北朝鮮に係る人権侵害調査委員会」の委員長であるオーストラリア最高裁元長官マイケル・カービー氏が、北朝鮮における人権侵害の現状とそのための解決に向けて、アジアの法律実務家の寄与責任について期待する旨の講演をされたことは、「法による紛争・対立の解決」を理念とするローエイシアにとって、今後大きな課題として注目された。

バンコク年次大会



ローエイシア会長
鈴木 五十三

バンコク大会とムートコンペティション

ローエイシアの年次大会の柱は、各弁護士団体の代表が会する理事会と、実務法曹を対象にした基調報告とテーマ別セッションである。バンコク大会でこれらについては、日弁連から代表として理事会に参加された田中浩三日弁連副会長や、セッションでのスピーチを担当された原田明夫日本ローエイシア友好協会会長をはじめとする日本からの参加者の方々からの感想が寄せられているとおりである。ここでは、もう一つの柱ともいえる学生法曹を対象にしたムートコンペティションについて紹介しておきたい。今年、タイのチュラロンコン大学の後援で京都大学のチームを含む総勢33チームが参加して行われた。同大学は、決勝裁判官に、著名な国際法学者であるムンタボン教授を任命するなどの力の入れようであった。事案は、数千人の死傷者を出したバングラデシュの工場事故を題材に不法行為、国際商事仲裁、国際私法の論点を盛り込んだものであった。日本からの大会参加者も何人かはムート法廷の裁判官を務め、弁論に邁進する若者達の熱気に触れることができたのではないと思われる。ムートは

英語で行われるため、日本チームにとっては弁論準備と同時に英語力駆使を培うことが課題になる。今回はシンガポールマネジメント大学のチームが、香港中国大学のチームを決勝で破って優勝した。オーストラリア、米国からの参加もあったし、ベトナムなど日本と同様非英語国からの参加もあり英語力は絶対ではない。日本チームの一層の検討を願いたい。

カービー元判事講演

タイ大会の基調講演の一つは、マイケル・カービー元オーストラリア高等裁判所元判事によるものであった。カービー元判事は、国連の北朝鮮における人権侵害調査特別委員会の委員長を務め昨年2月に報告書をまとめた。国連での公聴会には、日本から拉致被害者なども参加したが、同判事の報告書は、北朝鮮全体の人権状況についてその侵害が組織的継続的で重大であると認定し国連による人権救済のための措置の実施を求めている。今回の講演は、北朝鮮の人権状況をアジア太平洋地域の観点から位置づけようとするもので、同報告書の採択における各国の票決分析に及ぶものであった。そして、ローエイシアとして何ができるかという質問に対して、カービー

一元判事の回答は、近隣弁護士として、北朝鮮の弁護士とコミュニケーションすることとした。北朝鮮の弁護士を国際的法律家のコミュニティーに迎え入れることが重要であると強調していた。これまで、ローエイシアは、北朝鮮の弁護士との接触を試みたが、接触相手の特定すら困難であった。今回、北朝鮮が提出した報告書には弁護士団体の名称が明示されている。ローエイシアとしての取り組みが、カービー元判事からの宿題となった。

マレーシア

バンコク大会の理事会において、マレーシア弁護士会からアピールが提出された。表現自由を侵すものとして国際社会からも批判されている同国のSedition Actの廃止を求めて弁護士会会員による平和行進が予定されているので、行進が平穏に行われるよう国際監視団を派遣して欲しいという要請であった。行進の行われた10月16日には、ローエイシアをはじめ、オーストラリア弁護士会、UIA、ICJなどからの代表が監視団に参加し、日本からは、相馬卓国際室囑託が個人として参加してマレーシア弁護士会から感謝の意を表された。マレーシアは、複数の人種、文化、宗教が存在するとともに、複数の法制度が並存する国であり、いわば、アジア全体の多様性を一国の中に抱えているともいえる存在でもある。しかしその経済成長はめざましく、それに合わせた司法の整備に弁護士会が積極的に取り組んでいる。マレーシア弁護士会は、一方で、国際仲裁のインフラ整備と仲裁事件の集中をもとめて活発に活動し、急速に国際化をすすめているが、他方で、国内の表現の自由を求める活動にも敏感で、経済成長と人権の両輪を回転させることを求めている弁護士会である。裁判所とは、法曹一体としての信頼関係が築かれており、ローエイシアのマー元会長も、裁判官に任官して司法改革を担うなど司法全体の信頼の

向上に貢献している。

東京大会へ

バンコクでの理事会では、日弁連が提案した2017年のローエイシア年次大会の東京で開催が決定された。前回の東京大会は、2003年に開催されたが、友好協会、日本法律家協会を中心に、この頃ローエイシアの正規団体会員となった日弁連が加わる形で組織された。この2003年大会の成功が、ローエイシアにおける日本弁護士の現在の地位を基礎付けていると言っても過言ではない。2017年の年次大会も、これらの団体が協力して、弁護士会と裁判所、法務省、さらに学会、企業法務を含む日本の法曹が一体となって組織することにより、日本法曹のアジア・太平洋への関わりにとって重要な役割を果たすものになると思われる。そのためにも、最高裁長官会議も開催される本年のシドニー大会への参加を、東京大会へ向けたホップステップジャンプの第一歩として積極的に推進していくことが有益と思われる。友好協会では、家族法部会を組織して定例会の開催とともに昨年の家族法と子供の権利に関するローエイシア札幌会議の開催などに積極的に活動している。これとともに、ビジネス法部会の活動に向けて研究会を重ねている。これらを、日弁連の関連委員会の活動や、日本法律家協会あるいは学会の活動と連携して発展させることができれば東京大会の開催準備としても一層効果的なものになると思われる。

そして、こうした活動の成果を蓄積するための媒体としてニューズレターの存在は極めて有益であり、一層その価値を増していくと思われる。今回も、師走の押し迫った中で、短期間で執筆いただいた方々に心からお礼を申し上げます。また、原稿を直ちに校正刷りにし発行までを担当いただいている姫野春一事務局長に感謝の意を表させていただきます。

LAWASIA年次大会に参加して



日弁連副会長

田中 浩三

今年の年次大会は、昨年のLAWASIA理事会において、日弁連から鈴木五十三先生がLAWASIAの会長に就任され、その後始めての年次大会であった。

私は、日弁連副会長として、①鈴木会長を日弁連として側面支援すること、②理事会において、オーストラリアから提出されたFLYING IN FLYING OUTを認めるシドニー原則について反対の立場の踏まえつつ議決を避けること、③同じく理事会において2017年年次大会の東京開催の誘致を提案し決定をいただくこと、④弁護士会活動をテーマとするセッションにおいて日弁連の弁護士自治や国連での平和への権利実現活動についての発言を行い日弁連のプレゼンスを維持すること、そして、⑤アジア各国の弁護士との友好関係を維持しつつIBAの役員選挙への協力を要請すること、などいくつかの使命を負っており、やや緊張感を抱きながら臨んだ大会であった。

理事会では、鈴木会長がリーダーシップを発揮され、テキパキと議事を進行された。シドニー原則については、多くのアジア諸国の意見を踏まえて、日弁連の希望どおり議決すべきでないとの結論を導かれ、最高裁長官会議が2017年に東京で予定されていることに照らし、同年のLAWASIA年次大会の東京開催もスムーズに決定された。理事会で感じたのは、各国の政治情勢や国際関係が弁護士会活動に影響を与えている現実である。Taiwan Bar Associationの加入申請が、香港の反対で保留となったが、反対理由を聞いても釈然とせず、共産党政権下の一国二制度のもとでの香港の難しい立場を感じた。マレーシ

アやスリランカからは、国内の人権状況を憂う報告がなされた。のちに、マレーシアのSedition Act 適用による表現の自由の侵害行為に対する弁護士会の反対パレードにLAWASIAが監視団の一員として参加することになり、日弁連からは相馬囑託が参加された。

セッションでは日本人スピーカーの活躍が目立った。家族法のセッションでは、大谷会員が、日本の家庭裁判所の調停制度などについて流暢な英語で堂々と説明され、腐敗防止のセッションでは日本ローエイシア友好協会の原田会長がパネリストを務められた。中国におけるコラプションの横行が批判の対象となっていたのが印象的であった。

2日目のリバークルーズでは、マカオから来た法整備支援のために中国政府に勤務するポルトガル人と話が弾み、その後、タイ人、マレーシア人弁護士と、バンコクの繁華街に繰り出して交流を深めた。

Conference Dinnerにおいて、オーストラリア連邦最高裁判所長官の隣に座る栄誉を与えられたので、日弁連の英文パンフレットをお渡しし、活動内容を説明しようと試みたが十分なコミュニケーションができたとはいえない。英語力を高める必要性を痛感した。坂本九の「上を向いて歩こう」が流され、おもてなしの心を感じた。

来年はオーストラリア・シドニーで年次大会が開催される。日弁連からも多くの会員が参加され、是非アジア・パシフィックの弁護士達と交流を深めていただきたいものである。

第27回LAWASIA年次大会(バンコク)に参加して



弁護士
森 倫 洋

2014年10月3日から同月6日にかけてタイのバンコクで開催されたLAWASIA年次大会にADR (Alternative Dispute Resolution: 裁判外紛争解決手続) セッションのスピーカーとして参加させて頂いた。私の所属する西村あさひ法律事務所が2013年7月にバンコクオフィスを開設し、今年まで仕事をよく一緒にしていたアソシエイト弁護士がバンコクオフィスに昨年8月から勤務になったところ、バンコクオフィス訪問も兼ねて、約30年ぶりにバンコクを訪れた。

LAWASIAの年次大会自体に初めて参加させて頂いたが、アットホームな雰囲気規模もそれほど大きくなく、各国の弁護士や裁判官らと懇談するのに非常に良い機会であった。

初日のレセプションでは、日本からの参加者の方々のほか、翌日一緒にパネルディスカッションをすることになっていた韓国・インドネシアの弁護士や、翌日同じ時間帯に別のセッションでスピーカーをすることになっていたスリランカ人弁護士らと知り合い、その後のセッションや、IBA東京大会の折にも合って懇親を深める機会を得られた。

2日目はセッションの初日であったが午前中は大谷美紀子弁護士がパネリストを務められファミリーローのセッションに参加した。ハーグ条約に基づく子の面会交流のADRが2014年4月から始まったところ、午後のセッションでそのテーマにも触れる予定があり、そのほかの話題も含めて大変有益であった。午後は、私自身がスピーカーを務め

させて頂いたADRのセッションがあり、“Recent Movements in Alternative Dispute Resolution in Japan” という題目で金融ADR、事業再生ADR、医療ADR、地デジADR、原発ADR、国際家事ADRなど日本における最近のADRの動きについて概括的な説明をさせて頂いた。他のスピーカーは、韓国、インド、インドネシアの弁護士であり、英国弁護士のChairのもと、それぞれ自国の最近のADRを巡る動きについてお話をされ、その後、質疑応答を行ったが、とりわけ韓国において刑事手続に付随した犯罪被害者のためのADRが2007年に法制化され、2013年には2万8000件余りの案件が申し立てられ、約半分が解決に至っているという話がとても興味深いものであった。その日の夕方はタックスのセッションに参加し、夜はオプションのリバークルーズに参加した。暑かったものの、眺めも良く、食事も会話も楽しめた。

3日目は。全体セッションの後、労働法、証券と投資 (Corporate Securities and Investment)、知的財産権のセッションに参加し、夜はカンファレンスディナーに参加した。4日目の全体セッションと原田明夫先生がChairをされた腐敗防止 (Anti-Corruption) のセッションに参加してクロージングセレモニーを迎えた。

年次大会は朝から晩まで充実したプログラムで非常に内容が濃く、また、知識習得だけでなく人的ネットワークを広げる意味でも、参加させて頂いたことはとても意義深いものであった。

2014年LAWASIAバンコク大会



弁 護 士
高 谷 知 佐 子

2014年10月3日から6日に開催された、LAWASIAバンコク大会に参加してきた。基本的には毎年スピーカーとして同大会のビジネス部会のセッションに参加しているが、本年は、「THE MORNING AFTER - DEALING WITH POST-SIGNING SURPRISES IN CROSS-BORDER M&A」というセッションでのスピーカーを務めた。このセッションは、ビジネス法に関連するもので、クロスボーダーの企業買収に際し、特にサイニング後クロージング前に発生する問題への対処について、スイス、ドイツ（ポーランド）、香港、韓国、日本の各弁護士が、それぞれイシュー毎にコメントしていくというものであった。

私が担当したイシューは、「“Force Majeure” How to handle uncontrollable situation?」というもので、いわゆる不可抗力条項についてである。不可抗力条項とは、一般的には天災地変など当事者のコントロールが及ばない事象が生じた場合に、債務不履行責任を負わずに契約の履行義務から一時的に開放されたり、当事者にペナルティー無しの契約解除権を発生させることを定めたものを指す。当事者のコントロールが及ばない事象であるから、通常は使われることが予定されていない、言ってみれば「机上の空論」的なイメージすらある条項である。しかし、日本において当に体験した通り、不可抗力条項が適用される場面が実際にある以上、当該条項の内容をどのように定めておくかは当事者にとってなおざりにできない問題であると言える。

私のプレゼンでは、“Force Majeure”の建付け

についての種類、Force Majeureが発動するとされている事象の内容としてどのようなものがあり得るのか、その効果は何か、クロスボーダー取引においてどのような点に留意すべきなのかといった点について発表を行った。例えば、Force Majeureの1事象として「Earth Quake」が上げられることは多いが、日本におけるEarth Quakeと他国におけるEarth Quakeであれば当然規模感や意味合いも異なるであろう（日本では震度5程度でビルが次々倒壊することはないであろうが、他国ではそうではないかもしれない）。電力供給が一定でない国や地域に関する取引で電力供給の停止をForce Majeureの1つとして挙げることはリスクであろう。そのように考えると、何をForce Majeureの事象に含めるのかは意外と奥の深い問題であるということが分かってくる。

会場からの質問でも、例えばリーマンショックのような全世界的な予測できない経済状況の悪化をForce Majeureと定義できるかというものが出されたり、経済環境の変動をForce Majeureとした場合には同条項の濫用があるのではないか、といった意見が出されて考えさせられた。

ちなみに今回の会場となったバンコクは、観光面でも見どころの多い街である。セッションの後、参加者と一緒に水上バスに乗ってワット・ポーやワット・アルンに観光に行ったのも今回の良い思い出である。

バンコク年次大会に参加して



日本弁護士連合会国際室嘱託弁護士

相馬 卓

第27回ローエイシア・バンコク年次大会に田中浩三日弁連副会長に随行して参加させて頂いた。開催地バンコクは、会場周辺を見る限り3年前の洪水の禍根も5月のクーデターの影響も見つけることが出来ない程平穏であり、発展していた。

大会全体の参加登録者数は約300名とのことであり、レセプション、大会ディナー、オプションツアー（今回はリパークルーズだった）等、どれを取っても参加者同士の交流を図るに程よい規模だった。一方でセッションのテーマは幅広く、国際企業法務分野に限られず、環境、雇用、家族法、知的所有権、腐敗防止、刑事など、選択に迷うくらいであった。参加者は、アジア各国を中心に豪州、英国、ドイツなど、多様だった。アジア諸国は経済成長率の高さや人口構成の若さも関係するのか、弁護士も概してエネルギッシュな人が多いように思われる。また、弁護士自治の獲得や人権保障の確立などの課題に日々直面しつつ業務を行っている地域もあって、日本の我々とは異なる種類の緊張感を感じ取ることが出来る。「所変わればプラクティスも変わる」とでも言えようか。

大会ディナーでは、随行として主賓のテーブルに席が与えられ、豪州連邦最高裁判事、同ニューサウスウェールズ州最高裁判事（小職の記憶違いでなければお二人とも各長官）と会話をする恩恵に浴することが出来た。それにしてもお二人とも随行者の姿

は見えずつれぞれ単身で出席されていたようだった。このようなところにも各国のお国柄を感じ取ることが出来、興味深い。

日弁連会員の参加登録者は、若手会員の国際会議派遣支援制度対象者3名を含む21名だった。事前に東京で日本ローエイシア友好協会会長原田明夫先生、日本代表理事・ローエイシア会長鈴木五十三先生のご出席を得て壮行会が開かれた。現地でも日本からの参加者有志が集ってグラスを傾ける機会もあって、小職のように地方都市の弁護士にとっては普段お会いする機会の得られない方々とも懇親を図ることが出来た。このアットホーム感は友好協会ならではのものと思う。

来たる2015年の年次大会は11月上旬にシドニーで開催される予定とのことである。風光明媚な港の清々しい初夏を楽しむことができるであろう。鈴木会長の任期クライマックスの年次大会であり、開催国の豪州弁護士連合会とは日弁連が友好協定を結んでいる。日本の弁護士にとっては、海外のネットワーク作りのまたと無い機会だ。また、2015年はアセアン経済共同体発足を予定する年でもある。同共同体の発足は、域内のみならず日本の弁護士の実務にも今後何らかの影響を及ぼすに違いない。その変化の一端を感じ取るためにも、参加の意義は大きいと思う。

第27回ローエイシア・バンコク大会に参加して



弁 護 士
高 橋 俊 太 郎

今般、日弁連及び第二東京弁護士会による若手派遣のための参加費用の一部助成をいただき、2014年10月に開催された第27回ローエイシア・バンコク大会に参加した。私は、前職において東南アジア地域に合計6年ほど駐在していた経験があり、東南アジアを中心とするアジア地域での法律問題に興味を持っているため、今回のローエイシアに参加できたことは大きな喜びであった。まずは参加を後押ししていただいた日弁連及び第二東京弁護士会に対し御礼を申し上げたい。

参加するにあたっては、1) アジア地域で現在議論となっているトピックスについて理解を深めること、2) 海外の弁護士との交流を図ることを目標とした。これらの目標の達成状況に加え、新参加者による所見として、以下の点を書きとどめておきたい。

1 会議全体の印象について

今年のローエイシアはバンコクでの開催であったが、地元開催であるにも拘らず、タイの弁護士の出席が少数にとどまっていたこと、及び、東南アジア地域からの出席者も各国数名程度に留まっていた点は残念であった。とはいえ、ミャンマーやネパールといった新興国からの出席者とも知り合えたこと、日本、オーストラリア、インドからの多数の参加者と交流が持てたことは、貴重な財産になると確信している。

2 セッション内容について

全般的に、設定されたテーマについて、各国の制度や問題点を紹介するという内容が多く、アジア太平洋地域において活動する法律家としての問題提起や提言といったところまで踏み込んだ議論

はあまりなされなかった。本来がDomesticな性質を持つ法律家の特徴の表れであると思料するが、地域ごとの特性を理解した上で、全体的な法的提言等を行うといった視点があってもよいのではないかと感じた。こうした中で、M&A契約におけるMaterial Adverse Change条項に関連して契約条項の具体的提案がなされたCORPORATE SECURITIES AND INVESTMENTセッション、及び、法と正義の衝突する局面においてAccommodationの概念が民主的システムにとって重要な原則であるという主張がなされたDISCRIMINATORY LAWSセッションは、大変興味深かった。

3 ローエイシアに参加して得たもの

現在問題となっている又は関心が高いテーマについて、アジア太平洋地域の第一線で活躍する法律家のプレゼンテーションや議論に触れることができたことは貴重な体験であった。また、各国からの参加者と個別にセッション内容や各国の情勢について意見交換をするなどのコミュニケーションが図れたことは、大きな収穫であった。

法律家である以上、各国の法的枠組みに囚われることはやむを得ないとしても、こうしたネットワークを通じて、アジア太平洋地域全体という俯瞰した視点を意識しつつ、今後もこの地域に関わっていきたいと考えている。また、今回の貴重な経験を通じ、自らの弁護士としての業務の質を向上させること、及び、日弁連や弁護士会の進める海外弁護士会との提携等の分野で貢献することが、私の新たな課題になったと考えている。

はじめての国際会議



弁 護 士
守 田 文 美

1 はじめに

27th LAWASIA Conferenceは、私にとっては初めて参加する国際会議であった。

弁護士になって4年目、国内での仕事ばかりをやってきた私が、突如国際会議に参加したのは、国外の弁護士に会って刺激を受けたいという好奇心からだった。私の推薦母体は、日弁連犯罪被害者支援委員会である。当委員会では、2014年9月にノルウェー・スウェーデンでの海外調査を実施しており、私の中ではこの調査への参加が大きな刺激となり、国外への関心が大きくなっていった。本大会では、犯罪被害者支援に特化した内容のセッションは組まれていなかったが、個別に犯罪被害者に関する諸外国制度を知ることができればよいと思い、参加した。

2 Welcome Reception

はじめて参加した国際会議であり、日本人弁護士の知り合いも全くいない中、大会初日から緊張していたが、Welcome Receptionでその緊張はすぐにほぐれた。立食式のパーティーで、多くの参加者が自由に移動でき、たくさん参加者と話しをすることができた。

3 興味深かったセッション

大会二日目より、セッション制となり、自分の興味があるセッションに参加していった。中でも特に興味深かったのがADRのセッションだ。このセッションでは、各国のADR制度の紹介と実績についてパネルディスカッションが行われていた。ここで韓国のパネリストから犯罪被害者のためのADR制度が紹介された。韓国では、ADRによって加害者と被害者が話し合いの場を持つことができ、刑事事件が係属中であっても、検察官の判断で、刑事事件の記録をADRで使うことができるようだ。

その後、大会3日目のConference Dinnerで韓国の弁護士と知り合い、彼は被害者のADRを利用している最中だという話をしてくれた。いつか韓国を訪ね、彼や韓

国弁護士会からADR制度について学びたいと思っている。

また、日本からのパネリストである森先生から、岡山でも犯罪被害者のADRが行われていることを教えていただいた。大会終了後、岡山の犯罪被害者支援委員会委員より詳細を教えてもらい、日本の制度についても考察を深めることが出来た。

4 最後に

大会の4日間を通して、どのセッションでも濃い内容の議論がなされていたが、自分の語学能力の低さから会議内容を満足に聞き取ることができなかったことが悔やまれる。

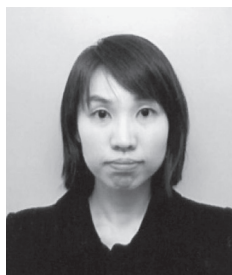
次にLAWASIAに参加させていただくときには、語学力を上げ、パネリストに質問ができるほどになりたいと思っている。

日本国内における国際化の流れが激しくなる中、今回LAWASIAに参加させていただいたことは何事にも代えがたい財産となった。今回の会議で知り合った方々とのお付き合いを大事にしながら、また知り合えた各国の若手法曹に負けないう、これからも研鑽を積んでいきたい。なお、2015年1月にインドへ行くのだが、LAWASIAで知り合ったインド人弁護士と会う約束をしている。今からとても楽しみである。



Welcome Reception にて

第27回ローエイシア・バンコク大会に参加して



弁 護 士
皆 川 涼 子

1 参加の経緯

今回のローエイシア・バンコク年次大会は、私にとって2度目の年次大会、3度目のローエイシア会議だった。初めてローエイシアの大会に参加したのは、弁護士1年目の2011年、ソウル年次大会。様々な国から法律家が集まり質の高いセッションを聴くことができたことはもちろん、ティータイムやディナーの時間などのネットワーキングの時間もとても貴重な体験だった。日本と異なる法や制度を学ぶことの興味深さ、実務での実用性など全てが新鮮だった。その後、2014年7月に札幌で行われたローエイシア家族法会議にも参加した。

2 印象に残ったセッション

-DISCRIMINATORY LAWS

(1) 10月4日～6日午前にかけて複数のセッションが行われた。身は1つなので参加できたものには限りがあったが、自分の関心で決めたセッションはどれも期待通りで、有意義なものだった。本稿では、その中でも、DISCRIMINATORY LAWS - Where Law and Justice May Collideにつき、感想を述べたいと思う。

(2) 本セッションは、様々な観点において差別的と思われる法、差別的であるとした訴えを取り上げ、議論していた。スピーカーは、オーストラリア、マレーシア、インドそしてアメリカ。オーストラリアからはテロリズムと差別の話、マレーシアからは子どもの改宗と親の承諾やLGBTと差別の話があった。

(3) そして、アメリカのスピーカーからは、宗教上働くことが禁止されている安息の日に勤務しなければならないことが宗教上の差別になるのかと

いう点について裁判例の紹介があり、ポイントは、reasonable accommodationがあったかどうか、ということだという報告がされた。

(4) アメリカのスピーカーから報告のあった裁判例で言われている、reasonable accommodationがあったかどうかということは、日本の法制度の中では、社会的相当性や妥当性という概念に含まれてくるのだと思われるが、その裁判例（どういった場合にreasonable accommodationがあったということになるのか）の集積はとても関心がある。日本でも、2020年東京オリンピックが決まったあたりから、外国人を労働力として受け入れるという話が現実的になっている。外国人技能実習制制度の枠組みを用いるのかなど議論されるべき点は多々あり、決して場当たりの、単なる外国人労働者搾取的な結果になってはならないと思うが、個人的には、外国人が共生する社会になることは望ましいと思っている。外国人が増えていくにつれ、その人々がもった自分のアイデンティティを形成するような習慣・慣習をどう受け入れて共生していくか、問題になってくるだろう。たとえば、インドネシア・中東などイスラム教の労働者を雇う場合に、ラマダンの時期や毎日のお祈りにどのように配慮するのか。

私自身は、外国人であっても個々のアイデンティティを否定することなく生きることのできる日本社会を目指して何か自分にできることをしたいという思いで、現在勤務している弁護士法人東京パブリック法律事務所（外国人・国際部門）に入所した。そのときの気持ちを思い起こさせてくれるセッションだった。

ローエイシア・バンコク大会に参加して



弁 護 士
坂 野 維 子

ローエイシアの年次大会と、併せて開催された国際模擬法廷 (LAWASIA International Moot Competition) の予選と準決勝にjudge panelのメンバーとして、各々参加した。

今回のMoot Competitionは仲裁形式で、地元の予選を勝ち抜いた各国のロースクール生9チームにより戦われ、審査は各国の弁護士が3名1組でパネルを組んで行う。与えられた事案は、2013年のバンラデシュの縫製工場の倒壊事故からヒントを得たとのことで、地元企業に発注していた米国企業（直接の雇用主ではない）に対して、被害者であるタイの地元企業従業員の遺族らが責任追及できるか、という興味深いものだった。背景には、プログラム3日目のPetcharamesree教授のスピーチでも取り上げられた、新興国に投資する先進国企業のCSRという問題意識がある。オーソドックスで堅実な主張を行うチームもあれば、請求者側で米国法を準拠法としクラスアクションや懲罰賠償を取り入れるなど工夫を凝らした主張もみられ、予選・準決勝とはいえ聞きごたえがあった。学生達はこちらからの求釈明に真剣に回答し、フィードバックも熱心に聞いてくれ、大変楽しく充実した一時であった。決勝は、ローエイシア年次大会3日目の午後に、チュラロンコン大学からチャトリアムホテルに会場を移して行われ傍聴したが、こちらはさすがレベルが高く、judge panelの先生方と各チームのやりとりも大変勉強になった。

他の時間は、年次大会プログラムのパネルディス

カッションを聴講するとともに、リバークルーズやティーブレイク等のネットワーキングで、他の法律家たちと交流した。参加者は日本・海外問わず皆気さくな方々ばかりで、楽しい時間を過ごし、また気軽な会話の中で、国際分野の業務に関する日頃の疑問点も幾つか解消できた。インドから十数年来参加しているという弁護士が、毎年1回顔を合わせて再会を楽しみ、仕事の同志のようでもあり家族のようでもある、と言っていたことが印象的だった。

また、他のアジアの国々の弁護士が、クライアントに日本企業がいるという弁護士もそうでない弁護士も、日本の消費税増税やカジノ導入論議等の政策に加え、文化、歴史、簡単な日本語等々、日本についてよく知っていることに驚かされた。私の僅かな国際経験の中で単純な比較をして良いものかはわからないが、欧米の弁護士はそこまで日本に関心がない印象を受けることに鑑みると、これも結局、経済力と歴史による影響力の差の現れなのかもしれず、そうだとすると、日本の経済力の低下が言われて久しい中、数十年後も彼らは日本にこれほど関心を持ってきているだろうか、とも考えた。

年次大会へは初参加だったが、初めてのメンバーにも溶け込みやすい大変温かい雰囲気であり、勉強になったことはもちろん、5歳の娘を夫に預け久しぶりに一人で休日を友人達と楽しんだような気持ちもした。機会があれば是非また参加させていただきたく、また迷われている方には是非参加されるようお勧めしたい。

わが国の家族法の未来を考える —平等を実現するEUの挑戦を見て—



拓殖大学教授
椎名規子

イタリア家族法学者の日本法への驚き

「えーっ、イタリアや欧州の国々は、まだそんな古い規定を置いているの？ 日本は法の下での平等原則を実現するために、とっくにそのような法は改正していますよ！」

と、私が胸を張って叫んだところで目が覚めた。「なあーんだ。残念。夢だったんだわ。」

こんな夢を見たのは、数年前にイタリアの家族法の教授から言われた言葉がトラウマとなっているにちがいない。私はイタリア法を研究対象にしているが、イタリア人の教授に日本の家族法について説明したとき、彼から驚かれたことがある。「えっ、日本法はまだ「非嫡出子」という語を使っているの？」

確かに、「非嫡出子（伊語ではfigli illegitimi, 英訳するとillegitimate children）」は、たまたまイタリア家族法の教科書で使われていることはあるが、条文上は用いられていなかった。条文では、「自然子（figli naturali）」という語が使われていた。そのため、その教授は、日本法の条文に「嫡出でない子」という語が用いられていることに驚いたのである。

「罪の子」から完全な平等へ—イタリアの親子法の改革

イタリアは、歴史的に、婚外子に対してきわめて厳しい政策をとった国であった。婚外子に対する過酷な政策のルーツは、16世紀のルターによる宗教改革の時代に遡る¹。カトリック側は、ルターの宗教改革に対抗して、いくつかの対抗策を行ったが、そのひとつに厳格な婚姻制度がある。婚姻家族を「聖家族」として保護し、他方で、婚姻外で生まれた子は「罪の子」とした。「罪の子」である婚外子は、

教会や共同体により、「回転口（Ruota）」による捨て子を強いられ、社会から排除された（熊本県の「このとりのゆりかご（赤ちゃんポスト）」のルーツは、カトリックの国々での「回転口」である）。この婚外子に対する非情な対応は、19世紀末まで続いた。

しかし、婚外子に対して苛酷な対応をしたそのイタリアにおいても、1975年の家族法改正から、婚外子の差別を解消して行った。1975年の改正により、それまで自然子の相続分を嫡出子の相続分の二分の一と定めていた規定を平等に改め、嫡出子と自然子との相続分の平等を実現した。さらに近年の2012年の民法改正では、「自然子」の語も廃止し、「子」に統一した。そして「すべての子は、同一の法的地位を有する」（民315条）との規定を置き、子の権利の保障を中心とした親子法に改めた。さらに翌年の2013年12月の改正では、親子間の権利義務についての条文構成が大きく改められた。それまで、子の親に対する権利義務は、親の婚姻と強く結びつけられて婚姻の章に規定されていた。しかし今回の改正により、親の婚姻の有無、婚姻中および離婚という親の婚姻関係から解放されて、子の権利が平等に保障されるように改められた²。また2013年以前は、「親権（autorità genitoriale）」という語が用いられていたが、「親権」という語は廃され、「親責任（responsabilità genitoriale）」に改められた。それまでも解釈上は、親の権利ではなく親責任と解釈されていたが、それを文言上明確にして、子どもの権利を中心とした規定に大きく改めたものである。

欧州で実現された子の平等

以上のように、カトリックの国として、婚外子に

対して厳しい政策を行っていたイタリアでも、親の婚姻と子どもの地位は切り離され、婚外子の差別を完全に撤廃する改革を実現している。それではイタリア以外の欧州の国はどうなっているのだろうか。

欧州で婚外子の平等をもっとも早く実現したのは、北欧や東欧である³。1960年にデンマークが改革に着手し、1976年にはスウェーデンで、ノルウェーは1981年に完全な平等を実現した。ソビエト連邦は、1968年に改正を実現した。西ヨーロッパでもっとも早く改革を実現したのは、西ドイツである。西ドイツは、1970年に改革に着手し、1997年に東西ドイツの統合において、平等政策を完成した。東西統一の時点では、東独の方が婚外子の平等政策は進んでいたが、東独に合わせる形で平等が実現した。さらにフランスでは、婚外子の法的地位は1972年に改められ、2005年に完全に平等となった。そしてイタリアでも、完全な子の平等が、2013年に実現したのである。

平等への推進力—欧州人権裁判所の判決

では、このようにEU諸国が、婚外子や子どもの権利を実現した背景には、何があるのだろうか。それには、欧州人権条約および欧州人権裁判所の判決、欧州家族法委員会の活動を語らないわけにはいかない。

欧州人権条約は、1950年に調印された条約だが、家族および平等について下記のように定めている。

[欧州人権条約8条(私生活及び家族生活が尊重される権利)](下線筆者)

1. すべての者は、その私生活、家族生活、住居及び通信の尊重を受ける権利を有する。
2. この権利の行使に対しては、法律に基づき、かつ、国の安全、公共の安全若しくは国の経済的福利のため、無秩序若しくは道徳の保護のため、又は他の者の権利及び自由の保護のため民主的社會において必要なもの以外のいかなる公の機関による干渉もあってはならない。

[欧州人権条約14条(差別の禁止)]

この条約に定める権利及び自由の享有は、性、人種、皮膚の色、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的若しくは社会的出身、国内少数者集団への所属、財産、出生又は他の地位等いかなる理由による差別もなしに、保障される。

この欧州人権条約を基礎として、欧州人権裁判所は、各国の法制度に対して条約違反の判決を下していった。欧州人権裁判所が、婚外子問題について初めに条約違反の判決を下したのは、1979年のマルクス対ベルギーの事件(Marckx v. Belgium. ECHR (13 June 1979))である。当時のベルギー民法は、婚外子の母子関係について、母の認知を必要としていた。これは、婚外子の家族生活の尊重を受ける権利を規定する欧州人権条約8条および差別を禁止する14条違反との判決が下された。さらに、欧州人権裁

判所は、1986年のジョンストン対アイルランドの事件(Johnston v. Ireland. ECHR (18 December 1986))において、不貞行為から生まれた子に対して相続分について差別を行っていたアイルランド民法の規定は、条約8条および14条に違反するとの判決を下した。さらに2000年のマズレック対フランスの事件(Mazurek v. France. ECHR (1 February 2000))において、不貞行為による婚外子に対して嫡出子の二分の一しか相続分を与えていないフランス民法760条を条約8条および14条違反との判断を下した。

このように欧州人権裁判所は、各国法について、欧州人権条約違反との判決を次々と下して行った。

そしてこの欧州人権裁判所の判決を国内法に反映させるのに大きな役割を担ったのが、欧州家族法委員会である。欧州家族法委員会(Commission on European Family Law 略称CEFL)は、2001年に設立されたが、さまざまな家族法上の問題について、欧州人権裁判所の判決を国内法にも反映させEU内の家族法を統合するために積極的な活動を展開している⁴。

わが国の家族法の課題

以上見たように、欧州で婚外子差別が解消されて行った背景には、欧州人権裁判所の判決およびそれを国内法に反映させた欧州家族法委員会の活動がある。

それでは、欧州人権裁判所も欧州家族法委員会もない日本は、どのように対応したらよいのだろうか。

名案は思い浮かばない。これは日本法の今後の課題である。しかし決定的な方策のない現状において、子の人権の実現のために活動するローエイシアの役割は、ますます重要となるであろう。

また、私個人としては、昨年9月の最高裁の非嫡出子の相続分違憲決定に対して、大きな影響を与えたと思われる、イタリアを初めとする欧州の法制度の研究に努力するしかない。冒頭の夢が正夢になり、イタリア人の家族法の教授に、日本法の先進性を誇れる日が、近い将来、確実に訪れることを願って。

(注)

- 1 椎名規子「見捨てられた婚外子—国家の保護を受ける「家族」の陰に—」『イタリア国民国家の形成』(北村暁夫・小谷真男編)日本経済評論社(2010年)171頁以下。
- 2 椎名規子「イタリア」『親権法の比較研究』(床谷文雄・本山敦編)日本評論社(2014年)202頁以下。
- 3 Masha Antokolskaia, *Harmonisation of Family Law in Europe: A Historical perspective*, Intersentia, 2006, p.443 ff.
- 4 <http://ceflonline.net/>

谷川 久 先生の御逝去を悼む



日本ローエイシア友好協会副会長
元ローエイシア会長

小 杉 丈 夫

谷川久先生は、2014年6月29日逝去された。享年85歳、まだまだお元気で御活躍されるものと思っていたので、全く言葉もない。

谷川先生は、成蹊大学名誉教授で、海事法が御専門の商法学者。船員中央労働委員会会長、日本エネルギー法研究所理事長、国際商事法研究所理事長、国際原子力法学会名誉会長など、数々の要職を歴任された。

日本ローエイシア友好協会(当協会)との関係では、1970年、当協会の前身である日本ローエイシア協会(会長 鈴木竹雄東京大学名誉教授)において常任理事をお引き受けになり、更に、1996年、組織変更により当協会が設立された後は、三ヶ月章前会長、原田明夫現会長の下で、常任理事を勤められた。このような次第で、当協会との関係は、実に40年を越える。

先生は、お腹の出た丸型の体型、いかつい顔にギョロリとして大きな目という、足柄山の金太郎に洋服を着せたイメージで、学者よりも、大会社の役員が似つかわしい風貌でおられた。しかし、いつの頃だったか、瘦身の金沢良雄先生に、「君は学生の頃には、私のように、もっと細身だったが」と言われ、身を縮めておられたことをなつかしく思い出す。

私が谷川先生に初めてお目にかかったのは、1977

年、私がローエイシア ソウル大会にスピーカとして出席するのを契機に、日本ローエイシア協会に入会した頃のことだと思う。前述のとおり、谷川先生は、当時日本ローエイシア協会の常任理事であられた。

日本がローエイシアに加入したのは、1970年のことである。日本弁護士連合会(日弁連)がローエイシアからの加入要請を断ったことから、日本法律家協会が団体会員となり、鈴木竹雄先生が中心になって、日本ローエイシア協会が設立され、日本におけるローエイシアの実際上の活動を担っていた。そして、1975年には、第1回のローエイシア東京大会を招致し、日弁連の後押しのない中、見事な国際会議を実現されたのであった。

谷川先生は、日本ローエイシア協会の立上げから、鈴木先生を助けて、吉川大二郎弁護士、澤田壽夫先生、澤木敬郎立教大学教授らと共に、日本ローエイシア協会の運営にあたられた。

私が日本ローエイシア協会の会員になったのは、77年のことだったので、日弁連の加入辞退、協会の設立、東京大会の実施等の状況については、直接的には何も知らない。折にふれて、谷川先生他から、大変な御苦勞をされたという、お話をうかがうだけであった。当時のことを知る方は、ほとんどいなく

なってしまった。今にして思えば、谷川先生にも、きちんとお話をうかがうなり、文章に残しておいていただいたらよかったのだが、後の祭りである。

私は1997年から2年間ローエイシア会長を務め、2003年には、三ヶ月章組織委員長の下で、ローエイシア東京大会を招致して執行委員長を務めたが、その間、谷川先生は、終始一貫、嫌な顔一つせず、サポートして下さった。私が、ローエイシア会長として主宰した1999年ローエイシア・ソウル大会には、応援に駆けつけて下さった。東京大会では、特に、谷川先生に財務委員長をお願いした。当時、先生は、新日本製鐵株式会社の監査役を務めておられたと記憶するが、経団連に協力をいただいた大会運営のための寄付集め(8000万円位を集めたと記憶する)に注力すると共に、支出を厳正に管理され、三ヶ月先生が「空前絶後の大会だ」と豪語された東京大会成功の縁の下の力持ちだった。

また、谷川先生は、日本エネルギー法研究所の理事、理事長として、ローエイシアのエネルギー法部会の活動に協力して下さった。海外で、エネルギー法部会の会議がある時には、可能な限り、研究所の研究員を、研究所の費用負担で、スピーカとして派遣して下さった。このように、谷川先生のローエイシアへの貢献は多大なものがあった。

私にとって谷川先生とのもう一つの接点は船員中央労働委員会(船中労)だった。前述のとおり、先生は、海事法が御専門で、運輸省(官庁統合後は国土交通省)所管の船中労の会長を長く務められた。

ある時、虎ノ門病院の廊下でバツタリ谷川先生と顔を合わせた。すると、先生は、「ちょうどよい所で会った」といわれて、傍らのソファで、「船中労の公益委員をやってもらいたい」と口説かれた。「船の関係の仕事はほとんどしていない」等と言って渋ったものの、最後はお引き受けしたのだった。「青山善充先生も公益委員でおられるのだから」というのが殺し文句だった。結局、約10年の間、公益

委員から、副会長、そして、最後は、谷川先生の後を継がれた青山善充会長の後任として、私が船中労の会長を拝命することになってしまった。全く、谷川先生のお声かかりがなければ、ありえなかったことで、貴重な経験をさせていただいた。

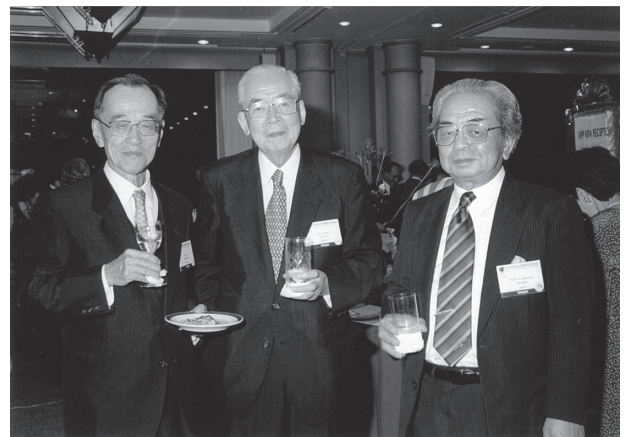
このようなことで、谷川先生にはお世話になりっ放しだった。

先生は、海外出張を全く苦にされず、原子力関係の国際会議等には、喜々として出かけられた。海外でも、会議の合間ゴルフを楽しまれ、成田空港に到着されると、そのまま仕事場に直行される、という無類のスタミナを誇っておられた。

このように数多くの会議を経験されていることだけあって、議長としての会議の進行、仕切りはまことにお上手だった。それだけではなく、細やかな気配りをされる方でもあった。船中労の会長としても、労使の委員を私的にゴルフに誘われたりして、日常の労使の融和に意を用いられ、私などには到底及びもつかない手腕を発揮されていた。

先年、奥様を亡くされた後は、さすがに気落ちされたか元気がない御様子の時期があったが、また近年、活気を取戻された気がしていた。まだまだ、元気に活動されると思っていたので、突然の訃報に耳を疑った。

長年の御厚誼に深く感謝し、心より御冥福をお祈りする。



1999年ローエイシア・ソウル大会において
佐藤庄市郎弁護士(左)、大内恒夫日本法律家協会会長(中央)と

理事会

日本ローエイシア友好協会（会長・原田明夫）の理事会が、去る11月18日午後1時30分より、東京都千代田区霞が関の法曹会館において開催された。（出席理事17名）

同理事会では、下記第1号議案から第3号議案について審議が行われ、いずれも原案どおり承認可決された。

第4号議案以下の議案については、各担当理事より報告ならびに説明がなされた。

- (1) 上期事業実施状況及び収支について
- (2) 下期事業計画について
- (3) 役員補充について
氏本厚司氏（最高裁判所事務総局秘書課長）
山下輝年氏（国連アジア極東犯罪防止研修所長）
田中浩三氏（日本弁護士連合会副会長）
芝池俊輝氏（弁護士）
- (4) ローエイシア執行委員会報告について
- (5) 第5回ローエイシア家族法と子どもの権利に関する国際会議（本年7月3日～5日、於 札幌）開催報告について
- (6) ローエイシア第27回バンコク大会（本年10月3日～6日）他、本部活動への参加協力について
- (7) 家族法部会の活動について
- (8) ニュースレターの発行について



〈理事会の様相（11月18日、於 法曹会館）〉

次回のローエイシア大会

- 第28回ローエイシア年次大会
2015年11月6日～9日、於 シドニー
lawasia@lawasia.asn.au

会員の状況

（平成26年11月18日現在）

個人 A 会員	129	
個人 B 会員	73	
法人 A 会員	6	
法人 B 会員	16	（計 224）

☆会員の区分について☆

個人 A 会員（当協会及びLAWASIA両方の会員資格）	年会費	15,000円
個人 B 会員（当協会会員資格）	年会費	5,000円
法人 A 会員（法人 B 会員のサービスの他、LAWASIA ビジネス法部会会員）	年会費	45,000円
法人 B 会員（個人 A 会員と同じサービスも受けられる）	年会費	33,000円

※個人会員、法人会員とも、B会員からA会員への変更は、事務局へご連絡下さい。

【日本ローエイシア友好協会役員】

（平成26年11月18日現在）

顧問	安倍嘉人	元東京高等裁判所長官
	小野昌延	弁護士
	千種秀夫	日本法律家協会会長
	土井輝生	早稲田大学名誉教授
	長島安治	弁護士
	中川英彦	元京都大学法学研究科教授
	三好達	元最高裁判所長官
	柳田幸男	弁護士
	吉村徳重	九州大学名誉教授
会長	原田明夫	元検事総長・弁護士
副会長	小杉丈夫	弁護士
	石川正	弁護士
	鈴木五十三	弁護士
常任理事	小原正敏	弁護士
	鈴木正貢	弁護士
	熊倉禎男	弁護士
	内田晴康	弁護士
	堀野春一	事務局長
理事	氏本厚司	最高裁判所事務総局秘書課長
	名取俊也	法務省大臣官房秘書課長
	山下輝年	国連アジア極東犯罪防止研修所長
	相原佳子	弁護士
	市毛由美子	弁護士
	大谷美紀子	弁護士
	川村明	弁護士
	小泉淑子	弁護士
	澤井英久	弁護士
	芝池俊輝	弁護士
	高谷知佐子	弁護士
	田中浩三	日本弁護士連合会副会長
	畑口紘	弁護士
	松崎隆	弁護士
	森伊津子	弁護士
	森島昭夫	名古屋大学名誉教授
	吉田和彦	弁護士
	若菜允子	弁護士
	若林昌子	家庭問題情報センター
監事	青山善充	明治大学法科大学院特任教授

編集後記

ニュースレター第31号をお届けいたします。

今号は、去る10月にバンコク（タイ王国の首都）で開催されたローエイシア第27回大会参加者の中から、10名の方々に感想や印象につき、ソフト・タッチの文章をご寄稿いただき、椎名先生からは、日本の家族法の未来を考えると題する論稿をお寄せいただいた。また、小杉副会長から、前常任理事谷川先生のご逝去を悼むと題して特別にご寄稿いただいた。編集子にとって、国際商事法研究所理事長であられた谷川先生がお亡くなりになられる前、数回、虎の門病院へ会務の報告を兼ねてお見舞いに行ったことなどが思い出された。

さて、2017年ローエイシア東京大会の開催が決まったとのこと。会員の皆様と一丸となって、前回（2003年）の東京開催を上回る大会にしたいものです。

（事務局長・姫野春一）

日本ローエイシア友好協会

東京都中央区八丁堀3-25-10 ☎104-0032
JR八丁堀ビル3階 一般社団法人 国際商事法研究所内
TEL 03 (3553) 6838 FAX 03 (3555) 1545
E-mail : lawasia@ibltokyo.jp